

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 4 日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人による海外事業の実施等に係る Q&A について

社会福祉法人が海外で行うことのできる事業等について、「社会福祉法人による海外事業の実施等について」（平成 30 年 7 月 2 日付社援基発第 0702 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）にて通知したところですが、加えて社会福祉法人による海外事業の実施等に係る Q&A について、別添のとおりまとめましたので、お示しいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

○社会福祉法人による海外事業の実施等に係るQ&A

(本Q&Aは、現時点で想定される問をまとめたものであり、今後、運用の状況に応じて加除がありうるものである)

番号	通知該当箇所			(問)	(答)
1	別紙1	第1	1(4)ア	事業運営が適切に行われていると認められない事由には、指導監査における文書指摘は含まれるか。	通常、指導監査における文書指摘は含まれないと考えられるが、当該文書指摘が改善勧告等につながる可能性が高いと判断する場合は含まれると考えられる。
2	別紙1	第1	1(5)	外国で日本人を対象とした保育所等の運営をする場合について公益事業として判断することはできるか。	社会福祉法人は、本来、国内における様々な福祉ニーズを有する者への支援を行うために設立されたものであり、その法人の実施する公益事業は、国内の社会福祉に関係する公益性の高い事業とされることから、外国における福祉ニーズに対応する事業は公益事業として認められない。
3	別紙1	第2	1	定款上または計算書類上、個別の事業として認識すべき事由を判断する際の着眼点、具体例を示して頂きたい。	法人の事業活動のなかで、定款に記載してから事業が開始される場合だけでなく、途中で環境が変化して事業性が強くなる場合も想定される。指導監査では相当程度の対価の受領、規模、反復性及び継続性に留意して判断する。 たとえば、当初、社会福祉事業の一環として法人職員向けに実施していた研修について、法人外部の不特定の者にも対価を得て継続的に研修を提供するようになった場合、不特定の者の規模によっては個別の事業として扱うべきと判断される可能性がある。
4	別紙1	第2	3	海外拠点についても社会福祉法人会計基準に従った会計処理を行う必要があると理解しているが、外国の法令等による要請で別の基準による会計帳簿または海外拠点の決算書の作成が必要な場合はどのように対応すべきか。	法人として社会福祉法人会計基準に従った会計処理を行った会計帳簿を作成する必要があるのはお見込みの通りである。外国の法令等による要請については、別に対応する必要がある。
5	別紙1	第2	3	指導監査について、会計帳簿の確認とされているが、海外事業の会計帳簿、証憑等については、本部での保管を義務付けるのか。	証憑等については、国内の拠点と同様に、法人の方針により、本部で保管しても、拠点で保管しても差し支えない。 会計帳簿については、会計システム等により、本部で閲覧できる体制を整えることが必要である。
6	別紙1	第2	3	海外事業の拠点区分において、サービス活動増減差額がプラスであっても、為替の変動により当期活動増減差額がマイナスになった場合は、所轄庁として対応が必要か。	国内で実施する公益事業及び収益事業と同様に、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」がある場合については、適宜指導を行う必要がある。 海外事業の拠点区分の事業活動計算書における当期活動増減差額のマイナスは、法人単位計算書類の次期繰越活動増減差額を減少を通じて、次年度の海外事業の規模を調整するため、単年度損益がマイナスになったことをもって所轄庁として対応が必要となるわけではない。

<その他>

7	別紙1	第1	1(4)	(独)国際協力機構(JICA)の海外事業の助成スキームを示してほしい。	JICAの助成事業のうち、社会福祉法人が利用できる事業は「草の根技術協力事業」である。当該事業は、民間企業等の団体が提案する国際協力活動を、JICAが提案団体に業務委託して、JICAと団体の協力関係のもとに実施する共同事業である。 なお、事業の実施に際しては、事前に先方政府等からの了承の取付を行う必要があり、取付方法等はJICAの国内機関(JICA東京又はJICA関西など)に問い合わせさせていただく必要がある。
---	-----	----	------	-------------------------------------	--